

公益社団法人
宮崎県栄養士会定款

公益社団法人 宮崎県栄養士会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人宮崎県栄養士会と称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮崎県宮崎市に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、「自らの手で食と栄養に関する知識を用いて食生活を改善・実践するとともに、地域社会と協力しながら食環境を整備し、質の高い食生活に支えられてよりよく生きたい。」という県民共通のニーズを叶えるべく、管理栄養士・栄養士の集団として、高度に専門的な技能の提供、食文化の伝承と発展、社会に貢献しうる人材の育成などに関するさまざまな事業をもって、県民一人ひとりの福祉の増進と公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 県民の健康・栄養状態とその改善の課題を、栄養・運動・休養の各側面から総合的に明らかにする調査及び研究、疾病別・年代別にこれに適合した食事・栄養摂取の指導法の考案、特産物を活かした県民ニーズに適う献立・レシピの開発などにより、食と栄養に関する科学と実務技術の発展を図る事業
- (2) 学術的知識、基礎から応用に至る実務技術、コミュニケーション技術、多様な職種との連携を築く力、職業人としての倫理などを習得させる研修等を、養成課程と架橋された生涯教育制度の中で系統的に実施することにより、県民の健康の保持・増進を支援する取り組みの担い手として、多様な分野で高度の専門性を發揮し豊かなケア力を備えた管理栄養士・栄養士を生み出す事業
- (3) 諸種の企画の開催や常設的相談窓口の設置、マスメディア、ホームページ、広報誌・書籍などの刊行物等による発信、その他広く県民に開かれた多彩な取り組みをとおして、健康と食・栄養に関し、県民への正しい情報の提供と、適切な指導とケアを組織的に行うなどにより、県民一人ひとりが自ら食・栄養リテラシーを培うことを支援する事業
- (4) 関係職種や自治体・医療機関など関係団体との協働、地域における活動の担い手への支援と連帯などをもとに、栄養・食生活改善のために住民を支援する幅広い連携関係を作るとともに、住民が互いに健康を支えあう地域社会づくりに参画するなど、県民一人ひとりの食環境の整備を図る事業
- (5) 栄養改善、健康づくりのための無料職業紹介事業
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項に掲げる事業の実施地域は宮崎県内とする。

第2章 会員

(会員)

第5条 この法人の会員は、栄養士法第2条に定める管理栄養士・栄養士の免許を有し、この法人の目的に賛同し、理事会の承認を得て入会した者とする。

- 2 前項の定めにかかわらず、この法人の会員以外の者に賛助会員又は学生会員の各名称を、この法人の会員に名誉会員の名称を、それぞれ付与することができる。賛助会員、学生会員の各名称の付与は、付与された者を会員とするものではない。
- 3 賛助会員、学生会員、名誉会員に関し必要な事項は、理事会が、これを定める。
- 4 次条以下において会員とは、第1項の会員を指すものとする。
- 5 第1項の会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

(入会の手続)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 会員は、この法人の事業活動の費用に充てるため、総会において別に定める入会金及び会費を納入する義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(法定退会)

第9条 前条の場合のほか、会員は、次の各号のいずれかに該当するときに、退会する。

- (1) 第7条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき
- (2) 栄養士法第5条に基づき管理栄養士、栄養士の免許を取り消されたとき
- (3) 総会員の同意のあるとき
- (4) 当該会員が死亡したとき
- (5) 除名されたとき

(除名)

第10条 会員の除名は、当該会員が次に掲げる事由のいずれかに該当するときに限り、総会の決議によってこれを行うことができる。この場合において、当該会員に対し、当該総会の日から一週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明の機会を与えるなければならない。

- (1) この定款その他の規則、規程に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由のあるとき

2 前項の規定により除名が決議されたときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

(退会に伴う権利及び義務の帰趨)

第11条 会員が第8条又は第9条の規定により退会したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 既納の会費及びその他の拠出金は、会員が退会した場合でも、これを返還しない。

第3章 総 会

(構 成)

第12条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任及び解任

(3) 理事及び監事の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価としてこの法人から受ける財産上の利益をいう。以下同じ。）の額

(4) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(5) 定款の変更

(6) 職業倫理に関する規則の制定および変更

(7) 解散及び残余財産の処分

(8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第14条 総会は、定期総会として毎事業年度の終了後3か月以内に1回開催する他、必要に応じて開催する。

(招 集)

第15条 総会は、次項の請求をした会員が一般法人法第37条第2項の規定により招集する場合を除き、理事会の決議に基づき、会長（第22条第2項に規定する者。以下同じ。）が招集する。

2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第16条 総会を招集するには、総会の日の2週間前までに、会員に対してその通知を発

しなければならない。

2 前項の通知は、書面でしなければならない。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議の方法)

第18条 総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる総会の決議は、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定めた事項

(議決権の代理行使等)

第19条 会員は、総会において、代理人によってその議決権を行使することができる。

この場合においては、当該会員又は代理人は、代理権を証明する書面を本会に提出しなければならない。

2 会員が書面によって議決権を行使することができる旨を定めて総会の招集の通知が行われ、同通知の際に議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類及び議決権行使するための書面の交付を受けた会員は、必要な事項を記載した同書面を、理事会が法令に従い定めた特定の時又は総会の日時の直前の業務時間の終了時までに本会に提出して議決権を行使することができる。

3 前項の規定に基づき書面によって行使した議決権の数は、前条における出席した会員の議決権の数に算入する。

(議長)

第20条 総会の議長は、当該総会において出席会員の中から選出する。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、議長、会長並びに出席した会員から選出した議事録署名人2名が記名押印する。

第4章 役員等

(役員の設置)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

理事 20名以上30名以内

監事 2名

2 理事のうち、1名を会長、1名を副会長とする。

3 前項の会長および副会長をもって一般法人法上の代表理事とする。

(役員の選任)

第23条 役員は、総会の決議によって選任する。

- 2 前項の決議に際し、役員が欠けた場合、又は、定款で定めた役員の員数を欠くこととなるときに備えて、総会は、補欠の役員を選任することができる。
- 3 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。
- 5 監事は、総会において選任し、1名は会員以外の有識者とする。

(理事の職務権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を行う。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐しつつ、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 4 会長および副会長は、毎事業年度毎に3か月を超える間隔で1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員（この法人が雇っている者をいう。以下同じ。）に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 役員が欠けた場合又は定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(解任)

第27条 役員は、いつでも総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 役員に対して、総会の決議によって定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等支払の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第5章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第30条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、決議に加わることができない。

(理事会の決議の省略)

第33条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び副会長並びに監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の管理)

第35条 この法人の資産の管理は会長が行い、その方法は、理事会の定める財産管理規程による。

(基本財産等)

第36条 公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律施行規則（以下「公益認定法施行規則」という。）第22条第3項第1号から同項第6号までに掲げる財産に該当する基本財産の管理は、理事会が別に定める手続規程に基づきこれを行う。

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画書及び収支予算書)

第38条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込を記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第40条 会長は、公益認定法施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業

年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第7章 事務局

(事務局)

- 第41条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長その他所要の職員を置く。
 - 3 職員の任免は、会長がこれを行う。
 - 4 事務局長の選任及び解任は、理事会がこれを決定する。
 - 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会がこれを定める。

第8章 地域事業部及び職域事業部

(職域事業部)

- 第42条 この法人に、別に定める職域ごとに職域事業部を置く。
- 2 職域事業部の設置及び運営に関する規程は、理事会がこれを定める。

(職域事業部の事業)

- 第43条 職域事業部は、対象とする職域における管理栄養士・栄養士の業務の特性を踏まえた公益目的事業を推進するため、調査、研究、研修、講演、知見の普及、その他第4条に定めるこの法人の事業の実施を担当する。

(地域事業部)

- 第44条 この法人に、別に定める地域ごとに地域事業部を置く。
- 2 地域事業部の設置及び運営に関する規程は、理事がこれを定める。

(地域事業部の事業)

- 第45条 地域事業部は、対象とする地域の自然環境や社会的・文化的特性を踏まえた公益目的事業を推進するため、調査、研究、研修、講演、知見の普及、その他第4条に定めるこの法人の事業の実施を担当する。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第46条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

- 第47条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第48条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日または当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議により、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 雜 則

(公 告)

第50条 この法人の公告は、電子公告により行う。

(委 任)

第51条 この定款の施行について必要な事項は、この定款で別に定めるものを除いて、理事会（総会に関するものについては総会）の決議を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は酒元誠治、山下紘子とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款は、平成26年6月8日から施行する。